

著：福永 篤志 法律監修：稲葉 一人
**トラブルに巻き込まれないための
 医事法の知識**

書評者：篠原 幸人(前・国家公務員連合会立川病院院長/東海大学名誉教授/前・日本脳卒中学会理事長)

交通事故大国というイメージが強い米国でも、実際には年間の交通事故死者数よりも医療事故死者数のほうが多いだろうと言われている。今から8年ほど前の New England Journal of Medicine に Hillary Clinton と Barack Obama が連名で、医療における患者の安全性に関して異例の寄稿をしたほどである。

日本における医療過誤死者数ははっきりとは示されていないが、医事関係訴訟は年間700～800件はあるという。患者ないしその家族の権利意識の高まりの影響が大きい、マスコミの医療事故報道や弁護士側の動きも無視できない。

しかしわが国の多くの医療関係者や病院自体が従来この医事訴訟ということに関し、あまりに無知かつ無防備であった気がする。

著者の福永篤志氏は慶大医学部卒業後、脳神経外科医として働き始めたころ、最善の医療を尽くしても結果が伴わなかった症例で訴訟に巻き込まれることがあるという現実を知り、脳神経外科医を続けながら大東文化大学法科大学院

に入学し、苦勞して医学博士のみならず法務博士号を取得された大変な努力家でもある。

本書はそのような著者の立場から、他に類を見ない医療従事者の目から見た医事法の見方や医療訴訟のしくみ、医師の権利と義務、患者の権利と義務、日常診療に関連する法律の解釈などを、法律用語に疎い私などにもわかりやすく、判例や関連する条文などを付記して解説されている。

本書の特徴の1つは冒頭にこの本の利用法が親切にも述べられており、また各項目が Question and Answer 形式になっていて誠に読みやすい。医師として根本的な「なぜカルテを書かなければならないか」、「チーム医療における説明責任」、「終末期医療の考え方」、「読影の見落としは訴訟の対象になるか」、「専門外あるいは満床を理由に診療を拒否し、訴訟された場合の過去の判例」、「正当な診療拒否の事由とは何か」、その他、著者の専門の脳神経外科領域のみならず、内科・外科その他の事例を含めて広範囲な内容がコンパクトに解説してある。

医学生時代に授業を受けた医事法の解釈を忘れかけている医師のみならず、看護師・薬剤師・各種医療技師・医療事務職の方々にも必読の書であり、また訴訟の場合個人のみならず所属する病院も訴訟の対象になるので、病院管理者の方々もぜひ一度読んでいただきたい書であることを強調したい。

褥瘡ができただけで訴えられる時代である。医療従事者ないし管理者も、身にかかる火の粉は自分で消さなければならない。開業医のみならず病院勤務医も、諸外国では看護師も個人的に medical malpractice insurance に入っていると聞く。

訴訟に直面して慌てるよりも、ぜひこのような書からわれわれは事前に何をなすべきかを学ぶべきである。医療関係者は医療関連法律だけでも熟知し万一の場合に備える必要があるのではないかな。

● B6 頁344 2014年
 定価：本体2,200円＋税
 [ISBN978-4-260-02011-4]
 医学書院刊